
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第17回：

生前贈与をしたのに相続税がかかる場合も
～生前贈与加算～

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 生前贈与をしたのに、相続税がかかるとは？

生前贈与をしたのに、
相続税がかかることが
あるって本当かな？

しっかり贈与したのに
どうしてそんなことが
起きるのかな？



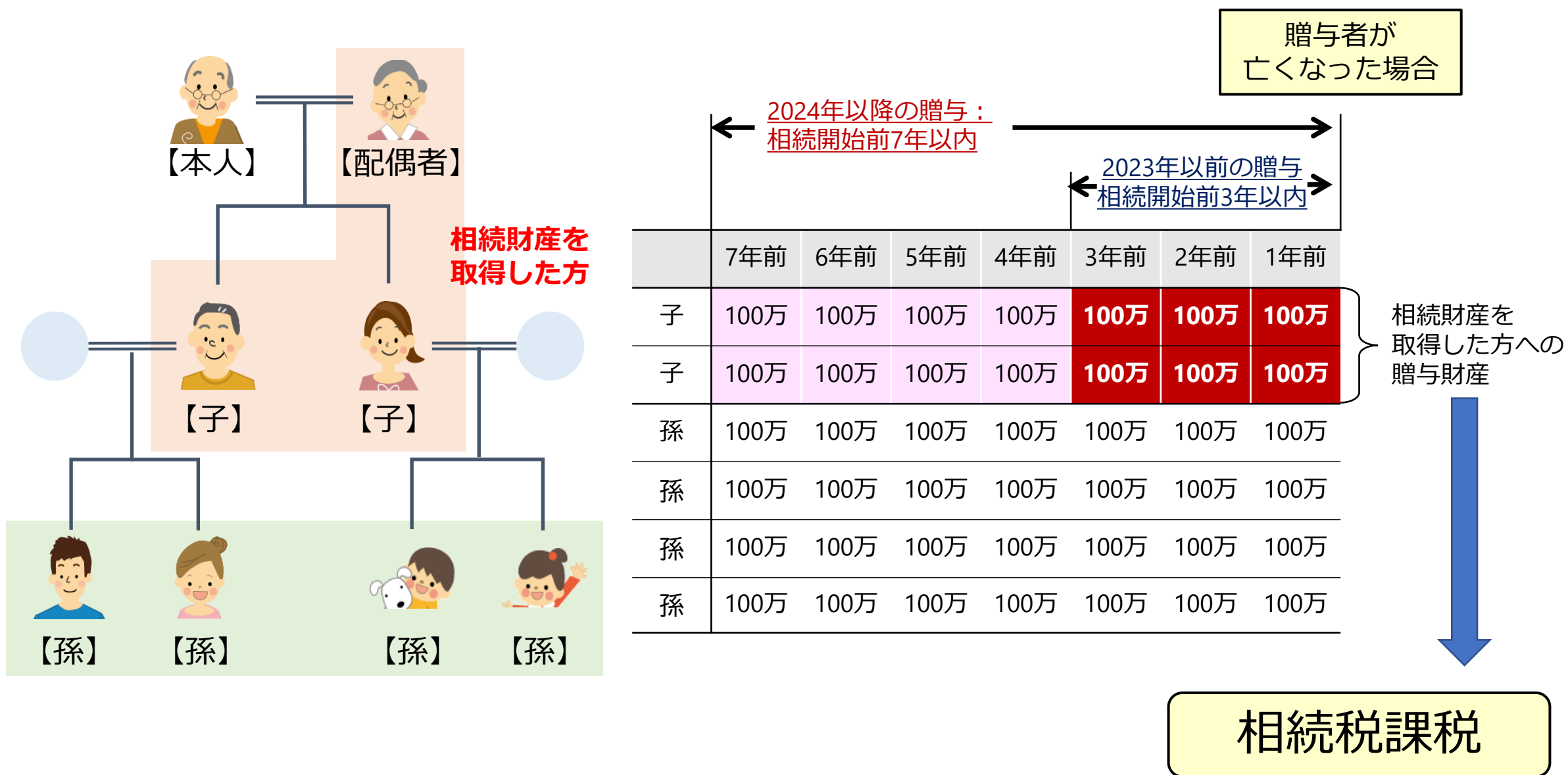
2. 生前贈与のポイント：生前贈与加算

相続税における生前贈与加算

- ①相続財産を取得した方が
 - ②相続開始前3年以内または7年以内に
 - ③亡くなった方から受けた贈与財産は
 - ④相続財産に加算して相続税が課税されます。
- ※贈与時に支払った贈与税は、相続税から控除できます。

3. 生前贈与のポイント：生前贈与加算

【例】子2人、孫4人へ各100万円を贈与
相続時に配偶者と子が相続財産を相続する場合

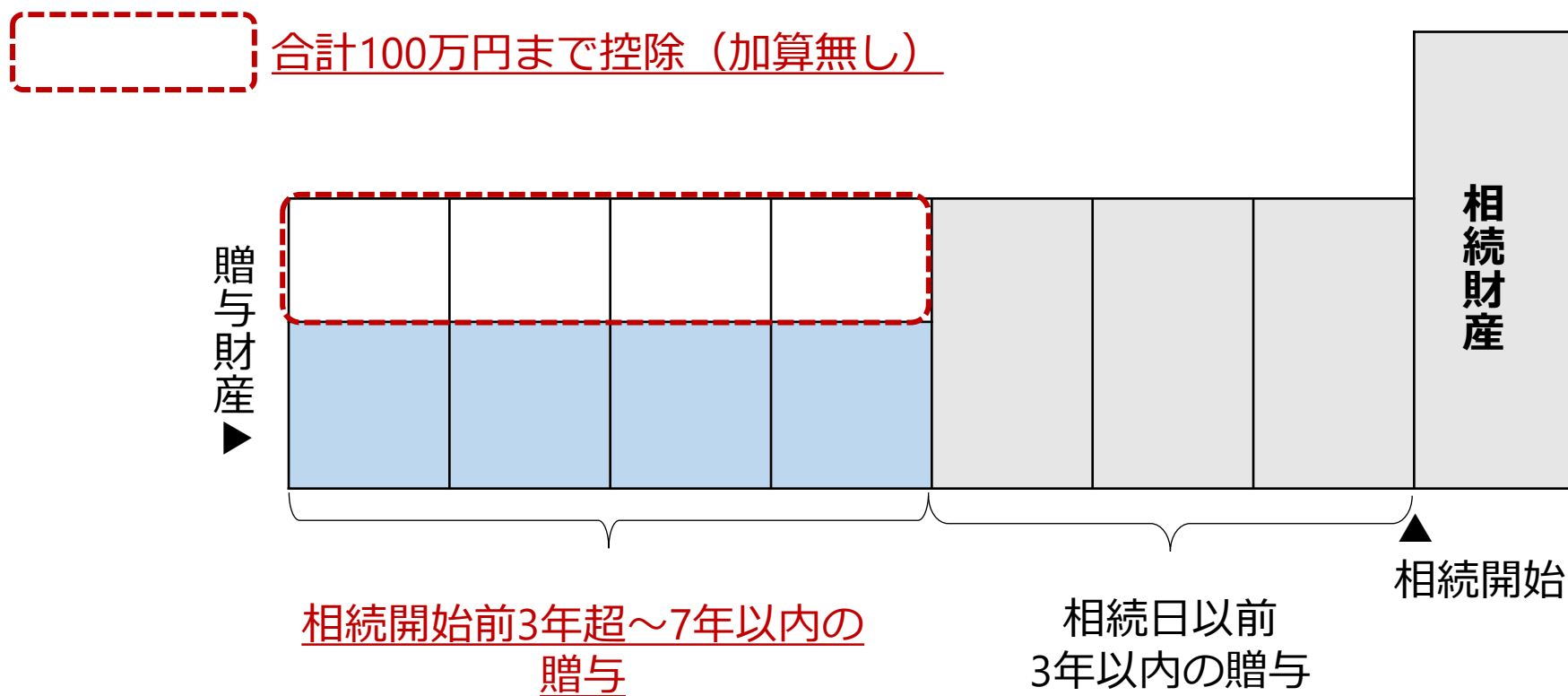


4. 生前贈与のポイント：生前贈与加算

相続が開始された場合

- ① 2023年以前の贈与は、相続開始前3年以内の贈与財産を加算
- ② 2024年以降の贈与は、相続開始前7年以内の贈与財産を加算
 - ・ 相続開始前3年超7年以内の贈与財産は、合計で100万円の控除が可能。
延長期間4年間の控除額100万円は、各年からではなく、延長期間全体からの控除額です。

相続税の生前贈与加算に関する改正



5. 生前贈与のポイント：生前贈与加算

贈与の時期		加算対象期間
～2023年12月31日		相続開始前3年間
2024年1月1日～	<u>贈与者の相続開始日</u>	
	2024年1月1日～2026年12月31日	相続開始前3年間
	2027年1月1日～2030年12月31日	2024年1月1日～相続開始日
	2031年1月1日～	相続開始前7年間

6. 生前贈与のポイント：生前贈与加算

ポイント

- 相続財産を取得する方への贈与は「生前贈与の加算」があります。



例えばお子様

- 相続財産を取得しない方への贈与は相続財産に加算されません。



例えばお孫様

**◆ 早めの実行 と お孫様等の
相続人以外の方への贈与が有効です！**

【 当資料の利用に関する留意事項 】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は令和5年12月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介しますこともできますのでご相談ください。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会